

山北町企業等の立地促進に関する条例

〔対象企業〕

山北町に事業所を新設等した企業

〔対象地域〕

- ・工業系地域(工業地域・準工業地域)
- ・山北町特定地域土地利用計画における利用検討ゾーン

〔その他の要件〕

- ・投下資本額3億円以上(中小企業5,000万円以上)
- ・国税、都道府県税、市町村税の完納
- ・企業立地促進地区にふさわしい事業内容であること(立地規制との整合等)

1. 固定資産税の不均一課税

〔支援内容〕

- ・賦課される年度から5年間(1/2軽減)
- ・但し、本社機能を移転した場合又は、従業員住宅を設置する場合は7年間

2. 雇用奨励金の交付

〔支援内容〕

- ・町内に住所を有する新規雇用従業員の雇用5人以上(中小企業は3人以上)
- ・新規雇用従業員×20万円(障害者雇用は10万円加算)
- ・300万円を限度として交付

3. 立地奨励金

〔支援内容〕

- ・10,000m²以上の一団の土地に借地権又は事業用定期借地権を設定し、立地した場合
- ・当該土地の固定資産税相当額の1/2を1年について500万円を限度に交付
- ・立地の翌年度から5年間(本社機能を移転した場合又は、従業員住宅を設置する場合は7年間)交付

問合せ

山北町商工観光課商工観光班 (0465)75-3646